

会 議 録

会議の名称		令和8年度つくば市福祉有償運送運営協議会	
開催日時		令和8年(2026年)4月28日(火) 開会 14:00 閉会 15:00	
開催場所		つくば市役所2階 会議室203	
事務局(担当課)		福祉部高齢福祉課	
出席者	委員	水野 智美委員、鈴木 誠委員、佐藤 文信委員、後藤 真紀委員、石塚 一夫委員、斉藤 敦子委員、根本 祥代委員	
	その他	特定非営利活動法人友の会たすけあい様 特定非営利活動法人サラダボール様 関東運輸局茨城運輸支局 輸送担当 運輸企画専門官 岡野 颯様	
	事務局	福祉部 根本部長、日下次長 高齢福祉課 中村課長、埜口課長補佐、松尾係長、倉持主任、立原主事 障害者地域支援室 飯田室長、豊島主任主査、佐藤手話通訳	
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 2人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号、第3号が部分的に含まれるため。	
議題		福祉有償運送の更新登録について	
会議録署名人		—	確定年月日
		—	
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 座長選出 4 座長あいさつ 5 議事 福祉有償運送の更新登録について(2団体)		

<会議内容>

1 開会

埜口補佐：定刻前ではございますが、皆さんお揃いになりましたので、これより、令和8年度第1回つくば市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます高齢福祉課の埜口です。どうぞよろしくお願いいたします。初めに、福祉部長の根本より御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

根本部長：皆様こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。つくば市福祉部長の根本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この福祉有償運送運営協議会は、皆さまご承知の通り、つくば市における NPO 法人等による福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全確保、利便の確保等について協議するために設置されたものです。

現在、つくば市内では6団体が福祉有償運送を実施しており、障害のある方や高齢者等、公共交通機関の利用が難しいという方にとって大変大きな役割を担っていただいております。このような中、本日は更新の登録申請2団体の協議となりますので、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見をお寄せいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

埜口補佐：根本福祉部長は、委員となっておりますので、委員の席に移動をお願いします。

次に、資料1に、つくば市福祉有償運送運営協議会委員名簿がございます。そちらの資料に従いまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

埜口補佐：東京科学大学リベラルアーツ研究教育院教授 水野 智美様

水野委員：水野です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 輸送担当 柿本 憲治様

なお、本日は代理として、関東運輸局茨城運輸支局 輸送担当運輸企画専門官の岡野颯様に御出席をいただいております。

岡野委員：岡野と申します。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：関東鉄道株式会社常務取締役 廣瀬 貢司様

廣瀬様から本日欠席の連絡をいただいております。

埜口補佐：筑波学園タクシー協同組合事務局長 鈴木 誠様

鈴木委員：鈴木です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：特定非営利活動法人 友の会たすけあい理事長 佐藤 文信様

佐藤委員：佐藤です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：つくば市福祉団体等連絡協議会会長 後藤 真紀様

後藤委員：後藤です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：つくば市シルバークラブ連合会会長 石塚 一夫様

石塚委員：はい。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：つくば市ボランティア連絡協議会 推進チーム員 斉藤 敦子様

斉藤委員：斉藤です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：つくば市から福祉部長 根本 祥代

根本委員：根本です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：以上9名です。

皆さまどうぞよろしくお願いいたします。続きまして、事務局の職

員の紹介をさせていただきます。

埜口補佐：福祉部次長の日下でございます。

日下次長：日下です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：高齢福祉課課長の中村です。

中村課長：中村です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：係長の松尾です。

松尾係長：松尾です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：主任の倉持です。

倉持主任：倉持です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：主事の立原です。

埜口補佐：障害者地域支援室室長の飯田です。

飯田室長：飯田です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：主任主査の豊島です。

豊島主任主査：豊島です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：手話通訳の佐藤です。

佐藤手話通訳：手話通訳の佐藤です。よろしくお願いいたします。

埜口補佐：私、高齢福祉課課長補佐の埜口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて進めさせていただきます。

3 座長選出（座長：水野 智美）

埜口補佐：次に、座長の選出に移ります。どなたか座長になっていただける方はいらっしゃいませんか。

委員：事務局に一任したらいかがでしょうか。

埜口補佐：ありがとうございます。

それでは事務局一任という形にさせていただきます。

これまでも座長のご経験がある水野智美様に座長をお願いできればと思いますがよろしいでしょうか。

委員 : 異議なし

埜口補佐 : 異議なしと認め、水野様にお願いいたしたいと思います。

水野様には座長席にご移動をお願いいたします。

座長からごあいさつをいただきたいと思います。

4 座長あいさつ

水野座長 : ただいまご紹介いただきました水野と申します。よろしくお願いたします。先ほど部長さんのお話にもありましたけれども障害のある方や高齢者が外出をするという時にこの福祉有償運送というものは大変必要なものです。特に障害がある方や高齢者が外出を控えてしまうということを止めるためには、色々な支援が必要であり、その一つがこの福祉有償運送であると思われま。ぜひ皆様の忌憚のない御意見をいただきながら進めていきたいと思いま。どうぞよろしくお願いたします。

埜口補佐 : ありがとうございます。

議事に入る前に、本日の出席状況を報告させていただきます。

資料2のつくば市福祉有償運送運営協議会規則第5条第4項の規定により、会議の開催は委員の過半数が必要となりますが、委員9名のうち本日8名の出席をいただいておりますので、今回は、成立することをご報告いたします。

次に、協議会の公開非公開についてですが、当協議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第3条に基づき、公開が適当であると考えま。

ただし、審議においてつくば市情報公開条例第5条第1号に規定さ

れる個人の情報及び第3号に規定される法人等事業活動情報が部分的に含まれるため、一部非公開とし、傍聴人の退席をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

委員 : 異議なし。

埜口補佐 : 異議なしということで、この協議会を一部非公開とすることに決定いたします。

次に会議録についてですが、本協議会は会議録を作成し、公開させていただきますが、その際、会議録には発言者の名前を記載して、公開させていただいております。

また、会議録の作成のため、事務局で会議の内容を録音させていただきますので、ご承知おき願います。

正確な会議録の作成のため、発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。発言の前にはマイクの底のボタンを押し、マイクのランプが赤から緑に変わったことを確認のうえ、発言をお願いいたします。発言された後には再度マイクの底のボタンを押して、マイクのランプが緑から赤に変わったことを確認してからお戻し願います。

それではここからは水野座長に進行をお願いいたします。

5 議事

水野座長 : ではよろしくお願いたします。議事に入りたいと思いますので、佐藤委員には申請者席に御移動をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。福祉有償運送の更新登録についてでございます。

ここからは個人情報に言及する可能性もあるため、非公開とし、傍聴人の退出をお願いしたいと思います。では事務局から、友の会た

すけあい様の説明をお願いいたします。

《非公開》

- 福祉有償運送の更新登録について（特定非営利活動法人友の会たすけあい）
（事務局による説明）
（委員からの意見、質疑応答）

水野座長：それでは決をとりたいと思います。ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

参加委員7名中、7名の賛成で、本案件は承認といたします。

次に、事務局からサラダボール様の説明をお願いいたします。その前に佐藤委員と申請者の方の入室をお願いいたします。

《非公開》

- 福祉有償運送の更新登録について（特定非営利活動法人サラダボール）
（事務局による説明）
（委員からの意見、質疑応答）

水野座長：それでは決をとりたいと思います。ただいまの申請内容でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

参加委員8名中、8名の賛成で、本案件は承認といたします。

以上で、議事案件については、終了となります。これで座長の任を解かせていただきます。円滑なご協議に協力いただきましてありがとうございました。

6 その他

埜口補佐：ありがとうございました。

水野座長、委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、その他といたしまして、事務局から御報告がございますので、傍聴人の入室をお願いいたします。

事務局 : 今回承認をいただきました団体には、運営協議会において協議が調ったことを証する書類を当協議会の主宰者であるつくば市長名で交付します。その書類と合わせて茨城運輸支局に更新登録申請の手続きを行っていただくこととなります。

次に、お手元の資料5をご覧ください。

こちらは、福祉有償運送の旅客の範囲の対象である身体障害者、要介護者等のつくば市の現状です。

(1)①は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の人数になります。令和3年度から令和7年度までをまとめました。合計人数について令和5年度と令和6年度は減少がみられましたが、令和7年度は5,105人と増加し、令和3年度と比較しても増加しております。

裏面の②・③は、要介護・要支援認定を受けている方の人数になります。こちらも、①と同様、令和3年度から令和7年度までをまとめており、令和5年度は多少減少しましたが、全体的には増加傾向にあり、令和7年度は要介護、要支援合わせて8,610人となっております。

④については、知的障害の方、精神障害の方の人数のどちらも年々増加しており、令和7年度はそれぞれ知的障害の方は1,625人、精神障害の方は2,327人となっております。

今述べたとおり、つくば市の身体障害者、要介護者等の移動制約者の人数は、全体的に見ると増加しており、そうした状況の中でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う福祉有償運送のニーズは高まってい

ると考えます。

次に、2 p 目の下部に記載のある、移動困難申出書による対象者の欄をご覧ください。移動困難申出書による対象者についてですが、平成 29 年 2 月 9 日のつくば市福祉有償運送運営協議会において、障害者手帳や介護認定を受けていない者から福祉有償運送の利用申請があった際の判定資料として、「つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書」を提出してもらうこととしました。判定基準は、3 p の申出書の移動・身体・コミュニケーション・日常生活の全体で、3 か所以上に該当していること、またはチェック項目に 3 つ以上の該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が 2 の欄に記入されていて、適当であることです。その判定は、協議会事務局である高齢福祉課に委任されました。

4 p をご覧ください。NPO 法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況についてです。令和 3 年度から令和 7 年度までの会員数と利用件数をまとめました。それぞれの合計を見てみると、令和 3 年度以降、合計延べ利用会員数は年々増加しており、令和 7 年度は 779 人となっております。合計延べ利用件数については令和 6 年度まで年々増加しており、令和 7 年度は減少こそしましたが、3,586 件という数字は、令和 3 年度の 1,917 件から 2 倍に近い数字になっており、福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。つくば市の福祉有償運送の状況については以上です。

埜口補佐：本日、お配りしました協議会資料の一部につきましては、個人情報等が含まれておりますので、資料 3、資料 4 の更新登録申請の資料については、回収させていただきたいと思っておりますので、机の上に置いたままでお願いいたします。

また、従来、懇談会として位置づけられていた本会議ですが、令和

7年度より附属機関として見直されたことにより、会議への出席1回ごとに支払われていた謝礼 8,000 円に加え、費用弁償として旅費 2,000 円の計 10,000 円が支給されるようになります。

本日御出席いただきました委員の皆様には、以前提出いただきました口座に後日、お支払いいたします。口座を変更した方がいらっしゃいましたら、協議会の終了後にお声がけください。

お車でお越しの方は、駐車券の無料化処理を行っております。お済でない方は事務局までお申し出ください。

最後に事務連絡ですが、次回の会議は8月頃の開催を予定しております。内容は医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよしの更新登録についてです。詳細な日程が決定いたしましたら、あらためてご連絡いたします。

それでは以上で、令和8年度第1回つくば市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。

皆様ありがとうございました。お疲れ様でございました。

つくば市福祉有償運送運営協議会委員

資料1

No.	委員区分	役職名	氏名
1	学識経験者	東京科学大学リベラルアーツ研究教育院教授	ミズノ トモミ 水野 智美
2	地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官 輸送担当	カキモト ケンジ 柿本 憲治
3	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道株式会社常務取締役	ヒロセ コウジ 廣瀬 貢司
4	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	筑波学園タクシー協同組合 事務局長	スズキ マコト 鈴木 誠
5	つくば市の管轄する区域において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人 友の会たすけあい 理事長	サトウ フミノブ 佐藤 文信
6	福祉有償運送利用者の代表（障害者団体を代表する者）	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長	ゴトウ マキ 後藤 真紀
7	福祉有償運送利用者の代表（高齢者団体を代表する者）	つくば市シルバークラブ連合会 会長	イシツカ カズオ 石塚 一夫
8	ボランティア団体を代表する者	つくば市ボランティア連絡協議会 推進チーム員	サイトウ アツコ 斉藤 敦子
9	地方公共団体の長又はその指名する職員	つくば市福祉部長	ネモト サチヨ 根本 祥代

〇つくば市福祉有償運送運営協議会規則

令和 7 年 3 月 26 日

規則第16号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つくば市附属機関の設置等に関する条例（令和 7 年つくば市条例第12号）第 8 条の規定に基づき、つくば市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第 2 号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）を行おうとする者が道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定による登録（法第79条の 6 第 1 項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の 7 第 1 項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第 1 項第 4 号に関する事項
- (3) 福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者（法第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。）及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (2) 障害者団体の代表者又はその指名する者
- (3) 高齢者団体の代表者又はその指名する者

- (4) ボランティア団体の代表者又はその指名する者
- (5) 関東運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車（法第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。）の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) つくば市内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等（道路運送法施行規則第49条に規定する特定非営利活動法人等をいう。）の代表者又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 福祉部長
（会長）

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の任命後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の除斥）

第6条 委員は、自身が所属する団体に関する審議を行うときは、当該議事に参与することができない。

（意見の聴取等）

第7条 協議会は、第2条第1号に掲げる事項について審議を行う場合には、当該

事項に係る申請者の意見を聴取するものとする。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に協議会に相当する合議体の委員長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の委員長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。
- 3 第5条第2項の規定は、つくば市附属機関の設置等に関する条例附則第2項の規定により定められた委員の任期中において初めて開催される会議の招集については、適用しない。

つくば市の福祉有償運送の現状について

資料5

つくば市の人口(令和8年(2026年)4月1日現在)

人口 261,933人
 世帯数 122,691世帯
 65歳以上の人口 50,838人(高齢化率 19.40%)

(1) 身体障害者、要介護者等の移動制約者の状況

① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

各年4月1日現在(単位:人)

	等級	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚障害	1級	104	108	107	105	112
	2級	111	113	113	123	142
	3級	15	17	15	14	13
	4級	24	22	22	25	24
	5級	49	52	49	43	41
	6級	15	13	13	12	11
聴覚・平衡機能障害	1級	0	0	0	0	0
	2級	157	168	171	173	172
	3級	61	67	66	65	63
	4級	71	72	76	79	82
	5級	1	1	1	1	1
	6級	163	159	151	138	143
音声・言語機能	1級	0	0	0	0	0
	2級	2	2	1	1	0
	3級	31	31	31	31	29
	4級	20	20	17	18	23
肢体不自由	1級	303	291	289	269	256
	2級	564	557	536	553	555
	3級	552	534	501	491	474
	4級	560	555	529	513	506
	5級	189	181	184	178	181
	6級	130	127	136	136	136
内部機能障害	1級	1,322	1,334	1,343	1,323	1,322
	2級	24	23	26	26	29
	3級	263	290	315	324	328
	4級	345	369	404	436	462
計		5,076	5,106	5,096	5,077	5,105

② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

各年4月1日現在(単位:人)

区分	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要介護認定	要介護1	1,812	1,861	1,768	1,839	1,952
	要介護2	1,596	1,555	1,583	1,629	1,636
	要介護3	1,184	1,168	1,155	1,170	1,132
	要介護4	996	995	952	934	936
	要介護5	609	544	621	600	577
要支援認定	要支援1	755	815	857	983	1,363
	要支援2	906	989	959	976	1,014
計		7,858	7,927	7,895	8,131	8,610

④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害
(発達障害、学習障害を含む)を有する者

各年4月1日現在(単位:人)

	等級	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知的障害	OA	312	326	339	343	357
	A	287	298	307	324	336
	B	329	353	364	387	410
	C	405	415	454	484	522
計		1,333	1,392	1,464	1,538	1,625

各年4月1日現在(単位:人)

	等級	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精神障害	1級	105	118	131	128	137
	2級	661	984	1,125	1,287	1,437
	3級	429	556	667	721	753
計		1,195	1,658	1,923	2,136	2,327

※移動困難申出書による対象者

平成29年(2017年)2月9日につくば市福祉有償運送運営協議会を開催し、障害者手帳や介護認定を受けていない者から、福祉有償運送の利用申請があった際には、福祉有償運送による運送を必要とする者であるかどうかの判定資料として、つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書を提出させることとした。

判定基準は、申出書の移動・身体・コミュニケーション・日常生活の全体で、3か所以上に該当していること、またはチェック項目に3つ以上の該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が2の欄に記入されていて、適当であること。

また、その判定は、協議会事務局である高齢福祉課に委任された。

NPO法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況報告

事業者区分	令和3年度／4～6月		令和3年度／7～9月		令和3年度／10～12月		令和3年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	77人	317件	78人	303件	81人	261件	83人	194件	319人	1,075件
NPO法人 サラダボール	27人	151件	27人	138件	25人	142件	25人	114件	104人	545件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	12人	10件	15人	16件	17人	7件	17人	5件	61人	38件
一般社団法人 絆	9人	76件	8人	67件	9人	96件	9人	20件	35人	259件
合計	125人	554件	128人	524件	132人	506件	134人	333件	519人	1,917件

事業者区分	令和4年度／4～6月		令和4年度／7～9月		令和4年度／10～12月		令和4年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	73人	259件	78人	311件	82人	288件	66人	232件	299人	1,090件
NPO法人 サラダボール	26人	148件	26人	149件	27人	148件	27人	137件	106人	582件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	11件	16人	16件	16人	7件	18人	14件	66人	48件
一般社団法人 絆	18人	179件	17人	183件	18人	155件	19人	138件	72人	655件
合計	133人	597件	137人	659件	143人	598件	130人	521件	543人	2,375件

事業者区分	令和5年度／4～6月		令和5年度／7～9月		令和5年度／10～12月		令和5年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	69人	289件	74人	316件	79人	331件	85人	261件	307人	1,197件
NPO法人 サラダボール	27人	148件	27人	169件	27人	169件	27人	162件	108人	648件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	11件	16人	10件	16人	8件	16人	8件	64人	37件
一般社団法人 絆	15人	112件	19人	252件	19人	268件	19人	230件	72人	862件
合計	127人	560件	136人	747件	141人	776件	147人	661件	551人	2,744件

事業者区分	令和6年度／4～6月		令和6年度／7～9月		令和6年度／10～12月		令和6年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	87人	272件	95人	333件	103人	366件	102人	301件	387人	1,272件
NPO法人 サラダボール	25人	185件	25人	224件	27人	232件	27人	201件	104人	842件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	16人	28件	16人	31件	15人	9件	15人	9件	62人	77件
一般社団法人 絆	28人	360件	28人	418件	28人	400件	26人	336件	110人	1,514件
合計	156人	845件	164人	1,006件	173人	1,007件	170人	847件	663人	3,705件

事業者区分	令和7年度／4～6月		令和7年度／7～9月		令和7年度／10～12月		令和7年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人 友の会たすけあい	101人	304件	107人	375件	115人	319件	120人	314件	443人	1,312件
NPO法人 サラダボール	26人	192件	27人	196件	28人	198件	26人	198件	107人	784件
医療法人 飯村医院 訪問介護事業所なかよし	14人	13件	17人	19件	16人	8件	17人	9件	64人	49件
一般社団法人 絆	33人	365件	33人	387件	35人	336件	36人	327件	137人	1,415件
一般社団法人 つくばレインボーランド	1人	0件	1人	0件	6人	10件	6人	3件	14人	13件
一般社団法人 アールイーライフ	2人	1件	4人	4件	4人	6件	4人	2件	14人	13件
合計	177人	875件	189人	981件	204人	877件	209人	853件	779人	3,586件

〇つくば市の福祉有償運送団体

NPO法人 友の会たすけあい

NPO法人 サラダボール

医療法人社団健康尚仁会 飯村医院 訪問介護 なかよし

一般社団法人 絆

一般社団法人 つくばレインボーランド

一般社団法人 アールイーライフ

許可期限 令和8年6月7日

許可期限 令和8年7月31日

許可期限 令和8年10月28日

許可期限 令和10年1月20日

許可期限 令和9年5月1日

許可期限 令和9年5月15日